

山口市監査委員 馬 越 帝 介  
同 石 高 雅 美  
同 山 田 豊 成

令和7年度定期監査（後期）の結果について  
地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

1 監査の対象及び実施期間

実施期間	監査の対象
令和7年10月 1日から 令和7年10月31日まで	健康福祉部 地域福祉課、保険年金課、健康増進課、指導監査課
令和7年11月 4日から 令和7年11月28日まで	こども未来部 子育て保健課、こども家庭センター 三の宮保育園、小郡上郷保育園、吉敷幼稚園 地域生活部 人権推進課、大殿地域交流センター、白石地域交流センター、湯田 地域交流センター、平川地域交流センター、大歳地域交流センター
令和7年12月 1日から 令和7年12月26日まで	都市整備部 交通政策課、河川治水課、建築課
令和8年 1月 5日から 令和8年 1月30日まで	交流創造部 スポーツ交流課、文化交流課 教育委員会事務局 小鯖小学校、上郷小学校、小郡小学校、小郡南小学校、中央小学校 八坂小学校、小郡中学校、秋穂中学校、阿知須中学校、徳地中学校 小郡学校給食センター
令和8年 2月 2日から 令和8年 2月27日まで	阿知須総合支所 総合サービス課、阿知須地域交流センター 消防本部
令和8年 3月 2日から 令和8年 3月31日まで	総合政策部 企画経営課 商工振興部 中心市街地活性化推進室 農業委員会事務局

## 2 監査の対象期間

令和6年度

## 3 監査の方法

令和7年度定期監査実施計画に基づき提出された監査資料について、山口市監査委員監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかの主眼をおき、関係書類等を調査照合するとともに、必要に応じて関係職員から実情を聴取し実施した。

## 4 監査の結果

財務に関する事務は、おおむね適正に行われているものと認めた。

しかしながら、文書事務、会計事務及び契約事務において、条例等の誤認識や適用誤りによる適正でない事務処理が見受けられたほか、決裁日、施行日の記載漏れ等の軽易な誤りも散見された。このことは、事務の執行の根拠となる条例等の理解不足及び法令遵守への意識不足に起因するものと考えられる。このため、組織全体としての改善に向け、チェック体制の強化や職場内外での研修の実施など、正しい理解と運用がなされるよう努められたい。

については、以下の件に関しては、早急に改善されるよう要望する。

- ・支出事務、収入事務、契約事務及び現金の管理における条例等と異なる取扱い
- ・事務の時系列の不整合
- ・要綱や協定書の内容と異なる取扱い
- ・支払遅延
- ・検査検収日から長期の日数を要した支払い
- ・決裁文書の決裁日、施行日の記載漏れ
- ・切手受払簿の不備（記載漏れやエクセルでの作成）
- ・不適切な事務処理（消せるボールペン、鉛筆、砂消しゴムの使用）
- ・契約の相手方から提出される書類の不備（請求書、見積書、契約書、請書等）

また、財務規則など業務執行上のルールを含め、適正な事務の執行を確保するため、内部チェックの仕組みについては、デジタル技術の活用等、より正確で効率的なものとなるよう機能の充実を図られたい。

終わりに、令和8年度から、山口市職務権限規程の改正による専決区分の基準の引き上げ及び支出負担行為の部次長専決区分の廃止等に伴い、事務の取扱いが一部変更されることから、規程に則って適正な事務処理を行うよう職員への周知を徹底されたい。